

四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況 4
- 2 役員の状況 8

第4 経理の状況

- 1 四半期連結財務諸表
 - (1) 四半期連結貸借対照表 10
 - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 12
 - 四半期連結損益計算書
 - 第1 四半期連結累計期間 12
 - 四半期連結包括利益計算書
 - 第1 四半期連結累計期間 13
 - 2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 16

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月8日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久代 敏男
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03（6833）0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03（6833）0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期連結 累計期間	第8期 第1四半期連結 累計期間	第7期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高（百万円）	203,772	202,850	823,399
経常利益（百万円）	4,655	6,175	15,083
四半期（当期）純利益（百万円）	3,168	2,654	3,606
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,632	3,826	△468
純資産額（百万円）	80,092	73,649	71,671
総資産額（百万円）	499,141	479,043	474,281
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	6.16	5.22	6.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	5.49	4.89	6.45
自己資本比率（%）	13.2	12.7	12.4

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により生産や輸出が減少し、企業収益も下押しされるなど、景気は厳しい状況で推移しました。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、消費動向は弱い動きとなり、デフレ状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは震災で被害を受けた事業施設の復旧に取り組み、一定の目処を付けることができました。

当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、効率的な販売及び固定費の削減などに努めた結果、売上高は202,850百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益は6,148百万円（前年同期比25.5%増）、経常利益は6,175百万円（前年同期比32.7%増）、四半期純利益は2,654百万円（前年同期比16.2%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の基幹を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向を注視しながらお客様のニーズに対応した加工事業の推進と効率的な仕入れと販売を行い、収益の確保に努めました。

漁業・養殖事業では、漁撈事業はカツオ漁が低調であったものの、日本海マグロ・マグロはえ縄・メロ・カニ漁業の好漁により大幅増益、養殖事業も、マグロの魚価上昇により増益、全体でも大幅な増益となりました。

北米事業では、カニの高値での好調な販売により増収なるも、ベーリング海スケソウダラ漁獲枠の大幅増枠（5割増）によりすりみの単価が下落、助子の搬入遅れ・買付数量減・販売時期の後倒しにより減益となりました。

水産商事事業では、サケ、カニ、ウナギ等を中心に堅調な販売が進み増収増益となりました。

荷受事業では、引き続き取扱量の減少に歯止めがかからないなか、経費削減により、減収増益となりました。

戦略販売事業では、量販・生協向け鮭鱒や凍魚の切り身関係の販売が好調に推移すると共に、外食・中食業態向け新規取引先の開拓が進み、増収増益となりました。

以上の結果、水産セグメントの売上高は127,615百万円（前年同期比1.2%減）、セグメント利益は3,379百万円（前年同期比61.0%増）となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

冷凍食品事業は、冷凍野菜が堅調に推移したものの、東日本大震災により石巻、仙台の生産拠点が甚大な被害を受けて生産停止を余儀なくされたことが大きく影響し、減収減益となりました。

加工食品事業では、仙台の練製品工場が震災の被害で製品を出荷できない期間がありましたが、保存が利き簡便な調理で食べられる缶詰への需要が高まったことや果肉入りゼリーの販売が好調に推移したことなどから、増収増益となりました。

畜産事業においては、食肉事業を中心に営業力強化を図り増収となりましたが、原料価格の上昇を受け、利益幅が圧縮されたことにより減益となりました。

化成品事業では、震災により宇都宮、石巻、仙台の生産拠点が被害を受け生産不能に陥る製品もありましたが、一部のバイオ関連製品において、ユーザーの在庫積み増し並びに節電対応のための前倒し生産等の震災に起因する需要増に応えた結果、減収ながら増益となりました。

アジア・オセアニア事業では、日本向け、米国向け売上げが好調で増収傾向にあり、原材料価格と人件費の上昇はあるものの増益となりました。

以上の結果、食品セグメントの売上高は70,222百万円（前年同期比2.2%増）、セグメント利益は3,300百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

保管物流事業

お客様の物流コスト削減による在庫圧縮の傾向が続くなか、水産物をはじめ畜産品や冷凍食品の集荷営業活動を行いました。

入庫数量は前年同期より増加し、出庫数量が入庫数量に比べて少なかったため、当四半期末の保管在庫数量は前年同期末より増加いたしました。

輸配送事業や通関事業などの周辺事業もほぼ順調に推移し、保管物流セグメントの売上高は3,637百万円（前年同期比2.1%増）、セグメント利益は293百万円（前年同期比40.2%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、172百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は479,043百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,762百万円増加いたしました。これは主として売上債権及びたな卸資産の増加によるものであります。

負債は405,393百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,783百万円増加いたしました。これは主として仕入債務の増加によるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は73,649百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,978百万円増加いたしました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
計	1,196,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	510,024,159	510,024,159	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株 (注1・8)
第一種 優先 株式 (注2)	7,030,000	6,730,000	—	単元株式数1,000株 (注3・4・5・6・ 7・8)
計	517,054,159	516,754,159	—	—

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 第一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
3. 第一種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。行使価額等の修正基準、行使価額等の下限等の定めの内容については以下のとおりであります。
- 取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。
4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式(以下「第一種優先株式」という。)
- (2)発行株式数 第一種優先株式2,000万株
- (3)発行価額 1株につき1,000円
- (4)発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円
- (5)払込期日 平成17年3月25日(金曜日)
- (6)配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)

- (7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。
- (8) 第一種優先配当金
- (イ) 第一種優先配当金の額
- 1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39銭とする。
- (ロ) 非累積条項
- ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
- 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。
- (ニ) 第一種優先中間配当金
- 当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。
- (9) 残余財産の分配
- 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (10) 議決権
- 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (11) 募集株式の割当てを受ける権利等
- 当会社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
- (12) 取得請求権
- (イ) 取得を請求し得べき期間
- 平成18年9月1日から平成27年3月24日まで
- (ロ) 取得の条件
- 第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。
- (a) 当初取得価額
- 当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- (b) 取得価額の修正
- 取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。
- (c) 取得価額の調整
- 取得価額は、第一種優先株式発行後、当会社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ)取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当会社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13)取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(14)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

5. 第一種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
6. 第一種優先株式の権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
7. 第一種優先株式の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
8. 提出日現在発行数には、平成23年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

第一種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	300,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,449,275
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	207.00
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	299
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,370,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	5,076,393
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	269.88
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,369

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年6月16日 (注1)	1,449,275	517,054,159	—	31,000	—	12,250

(注) 1. 第一種優先株式に係る取得請求権の行使による増加であります。

2. 平成23年6月16日付で第一種優先株式300,000株を取得後、平成23年7月25日付で消却しております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000	—	「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 （自己保有株式） 354,000 （相互保有株式） 52,000	—	「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 496,790,000	496,790	同上
単元未満株式	普通株式 11,378,884	—	—
発行済株式総数	515,604,884	—	—
総株主の議決権	—	496,790	—

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数15個が含まれております。

②【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己株式） 株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都江東区豊洲三丁目 2番20号	354,000	—	354,000	0.07
（相互保有株式） 境港魚市場株式会社	鳥取県境港市昭和町9番 地7	50,000	—	50,000	0.01
株式会社ニチロサンプ ーズ	新潟県長岡市南陽一丁目 1027番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	406,000	—	406,000	0.08

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,492	16,195
受取手形及び売掛金	89,224	96,451
有価証券	35	35
たな卸資産	110,122	115,405
その他	20,837	18,625
貸倒引当金	△853	△758
流動資産合計	238,859	245,954
固定資産		
有形固定資産		
土地	60,711	60,726
その他(純額)	76,621	76,388
有形固定資産合計	137,333	137,115
無形固定資産		
のれん	19,629	19,411
その他	7,251	7,217
無形固定資産合計	26,881	26,629
投資その他の資産		
投資有価証券	28,051	28,091
その他	54,667	53,127
貸倒引当金	△11,511	△11,875
投資その他の資産合計	71,207	69,343
固定資産合計	235,421	233,088
資産合計	474,281	479,043
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,571	34,660
短期借入金	189,829	197,142
未払法人税等	3,200	792
引当金	3,258	2,612
その他	31,283	34,663
流動負債合計	256,143	269,871
固定負債		
長期借入金	108,973	99,682
退職給付引当金	26,564	26,908
その他の引当金	438	423
その他	10,490	8,507
固定負債合計	146,466	135,522
負債合計	402,610	405,393

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	31,699	31,699
利益剰余金	8,190	9,180
自己株式	△64	△64
株主資本合計	70,826	71,815
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,130	△2,282
繰延ヘッジ損益	△24	△14
為替換算調整勘定	△9,697	△8,670
その他の包括利益累計額合計	△11,852	△10,967
少数株主持分	12,697	12,802
純資産合計	71,671	73,649
負債純資産合計	474,281	479,043

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	203,772	202,850
売上原価	174,800	173,018
売上総利益	28,971	29,832
販売費及び一般管理費	24,074	23,683
営業利益	4,897	6,148
営業外収益		
受取配当金	667	545
雑収入	461	738
営業外収益合計	1,128	1,283
営業外費用		
支払利息	1,086	960
雑支出	284	297
営業外費用合計	1,370	1,257
経常利益	4,655	6,175
特別利益		
固定資産売却益	17	17
その他	133	9
特別利益合計	150	27
特別損失		
災害による損失	—	668
その他	238	85
特別損失合計	238	754
税金等調整前四半期純利益	4,567	5,448
法人税等	1,051	2,612
少数株主損益調整前四半期純利益	3,516	2,835
少数株主利益	347	180
四半期純利益	3,168	2,654

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,516	2,835
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,618	△155
繰延ヘッジ損益	1	10
為替換算調整勘定	689	1,036
持分法適用会社に対する持分相当額	43	100
その他の包括利益合計	△883	990
四半期包括利益	2,632	3,826
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,086	3,539
少数株主に係る四半期包括利益	546	286

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(連結納税制度の適用)	当社及び一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	3,343百万円	3,199百万円
のれんの償却額	312	373

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,524	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第二種優先株式	90	22.70	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,524百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、1,524百万円であります。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,524	3	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,524百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、1,524百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	保管物流 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	129,166	68,743	3,562	201,471	2,300	203,772	—	203,772
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,570	1,525	1,264	7,360	126	7,487	△7,487	—
計	133,737	70,268	4,826	208,832	2,427	211,259	△7,487	203,772
セグメント利益	2,099	3,393	209	5,702	127	5,829	△932	4,897

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業、ホテル業、包装梱包機等の製造販売業及び毛皮の製造販売業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△932百万円には、セグメント間取引消去139百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用が△1,071百万円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	保管物流 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	127,615	70,222	3,637	201,475	1,374	202,850	—	202,850
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,100	1,486	1,288	7,875	104	7,979	△7,979	—
計	132,715	71,709	4,926	209,351	1,478	210,830	△7,979	202,850
セグメント利益	3,379	3,300	293	6,974	118	7,092	△943	6,148

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業、ホテル業及び毛皮の製造販売業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△943百万円には、セグメント間取引消去19百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用が△963百万円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円16銭	5円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,168	2,654
普通株主に帰属しない金額(百万円)	35	—
(うち優先株式配当額(百万円))	(35)	(—)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,132	2,654
普通株式の期中平均株式数(千株)	508,233	508,440
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5円49銭	4円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	21	△3
(うち優先株式配当額(百万円))	(35)	(—)
(うち子会社の発行する潜在株式調整額 (百万円))	(△14)	(△3)
普通株式増加数(千株)	65,961	33,722
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 文倉 辰永 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月8日
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久代 敏男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長久代敏男は、当社の第8期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。